

交通安全関連の注意事項

関係各位には、日頃より少年団活動に対しご理解ならびにご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、交通安全等につきましては、既にホームページ等でもお知らせしているほか、役員、指導者から機会ある毎に徹底しているところですが、交通事故はちょっとした気の緩みから発生してしまうことがありますので、今一度交通安全等につきまして、ご家庭でご確認していただきますようお願いいたします。

なお、自転車使用上のルールを守らない（守れない）団員については、交通安全の意識欠如とみなし、学年指導者の判断で、自転車使用を禁止することがあることを申し添えます。

※自転車、バイク、自家用車の駐車方法、学校施設使用上の注意についてもご確認いただくようお願いします。

※令和4年4月27日、全ての自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用が努力義務となる改正道路交通法が公布され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

※道路交通法の改正に合わせて、「自転車安全利用五則」が次のとおり改正されました。

1 自転車利用上の注意

自転車の交通違反は罰則の対象となりますが、それ以前に自転車利用者の安全確保の点から、「自転車安全利用五則」を守り、決められた場所を列でスピードを控えめに安全走行していただきますようお願いいたします。特に、大人は子どもの見本となっていることを常に意識して自転車等を運転するとともに、子どもに対して自転車の安全利用を徹底してください。

○自転車安全利用五則(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は道路交通法上の「軽車両」で車の仲間です。車と同じように、運転する人が守らなければならない交通ルールがあります。

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

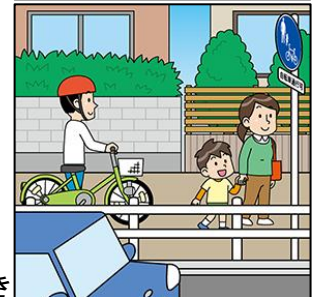
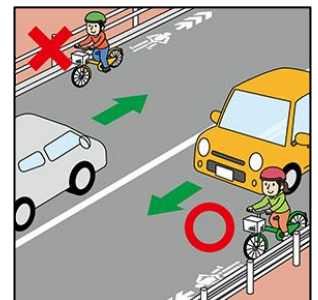
【罰則】 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金（右側を通行した場合）

普通自転車は、歩道を通行できる場合、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

※普通自転車が例外的に歩道を通行できる場合

- ・「普通自転車歩道通行可」の標識・標示があるとき
- ・こども（13歳未満）、高齢者（70歳以上）、体の不自由な人が運転しているとき
- ・通行の安全確保のためにやむを得ないとき（道路工事、駐車車両、交通量が多く道幅が狭いなど）



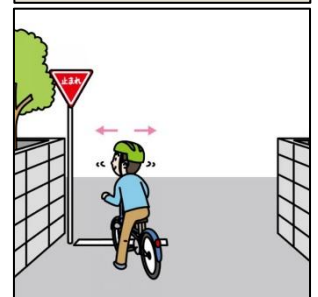
②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。

道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

【罰則】 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金



③夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。

【罰則】 5万円以下の罰金罰金



⑤ヘルメットを着用

令和4年4月27日に交付された「道路交通法の一部を改正する法律」により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すこととされました（令和5年4月1日から施行）。

自転車事故で亡くなった人のうち、半数以上の人々が頭部に致命傷を負っています。自分自身の命を守るため、自転車に乗る場合はヘルメットを着用しましょう。



○その他の主な交通ルール

①ながら運転の禁止

自転車運転中の「ながら運転」は、周囲が見えにくい、音が聞こえにくい、注意がおろそかになるなどの危険があります。交通事故の原因となるので、絶対にやめましょう。



ながらスマホ（ながらスマホによる危険な運転）
（自転車運転中のながらスマホ）

【罰則】 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
【罰則】 6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

その他のながら運転（傘さし運転、イヤホン・ヘッドフォンの使用等）【罰則】 5万円以下の罰金

②二人乗りの禁止

自転車は基本的に一人用の乗り物です。自転車の二人乗りは、こどもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。

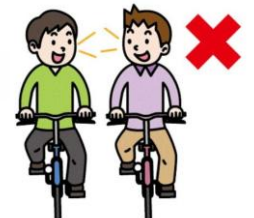
【罰則】 5万円以下の罰金



③並進の禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはいけません。道路を自転車が並んで走ると、どちらかの自転車が車道の中央寄りを走ることに危険です。また、道路に広がるため、他の通行の妨げにもなります。

【罰則】 2万円以下の罰金又は料料



※ 詳しくは、内閣府HP [自転車安全利用五則](#)、[自転車交通安全講座](#) を参照してください。

※ 埼玉県では、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車損害保険等への加入を義務化しました（平成30年4月1日施行。）近年、自転車事故による高額賠償事例が全国各地で散見されています。万が一、自転車による事故で相手に負傷等を負わせた場合に、被害にあった方の救済を確保する必要から義務化されたものです。今すぐご自身やご家族の加入状況をチェックして、まだ加入がお済みでない場合はお早めに加入しましょう。すでに加入済みの方も忘れずに更新しましょう。

詳しくは、埼玉県HP等を参照してください。

2 練習会場等への移動方法

○学年別の自転車使用の扱いは次のとおりです。

	下落合小学校への移動時	八王子グランドや中央区内の小学校等への移動時
5・6年生	○徒歩又は自転車使用 (自転車保険に加入済みである、ヘルメットを着用する)	○自転車使用(保護者の付添い無しも可) (自転車保険に加入済みである、ヘルメットを着用する) ○保護者の送迎(自家用車)
1～4年生	○徒歩 ※次の条件を全て満たす場合は団員の自転車使用可とする ・下落合小学校の学区外からの移動である ・自転車保険に加入済みである ・必ずヘルメットを着用する ・必ず団員保護者が付添う (自転車使用希望者は事前申出) ※4年生は、夕練参加時に限り、自転車保険加入、ヘルメット着用により、学区内外に関係なく、団員の自転車使用可とする(学校主催の自転車運転免許教室終了前は、団員保護者の付添いを必要とする)	○保護者の送迎(自家用車) ※次の条件を全て満たす場合は団員の自転車使用可とする ・遠征先に対して学区外から移動である ・自転車保険に加入済みである ・必ずヘルメットを着用する ・必ず団員保護者が付添う (自転車使用希望者は事前申出) ※4年生は、学校主催の自転車運転免許教室終了後、自転車保険加入、ヘルメット着用、学年保護者の付添いにより、団員の自転車使用可とする
キッズ	○保護者の送迎 (徒歩又は団員保護者の自転車幼児用座席乗車) (学区外居住者は自家用車使用も可)	○保護者の送迎 (自家用車又は団員保護者の自転車幼児用座席乗車)
留意事項	<p>○自転車使用希望者の事前申出は、年度当初(又は入団時)及び変更に応じて随時、団員保護者から学年お世話係を通じて代表に報告する(代表がとりまとめの上、執行部で共有)。</p> <p>○自転車保険加入は義務であり、加入状況の確認は不要(事故発生時は団員保護者の責任)とする。</p> <p>○自転車幼児用座席に乗車させる場合は年齢制限(小学校就学前まで=6歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで)に注意すること。</p> <p>○団員の自転車使用で「団員保護者が付添う」とある場合は団員本人の保護者が自転車で付添うこととし、「学年保護者の付添い」とある場合は複数の団員に対し数名の学年保護者が車列の前衛に自転車で付添うこととする。</p>	

○自転車使用上の注意事項

- ① 自宅から下落合小学校間の移動は、原則として児童の通学路を通ってください。
(下落合小学校児童以外の団員は、これに準じて決められた道を通ってください。)
- ② 自転車は下落合小学校校門手前で下車し、学校敷地内は手で押してください。
- ③ 団員、保護者、指導者の自転車・バイク駐輪場所等は中庭とし、奥から整然と停めてください。

3 自家用車使用上の注意事項

- ① 下落合小学校グラウンドで試合がある場合は、指導者、保護者は自家用車での上校をできるだけ避けてください（台数が多くなると奥の車が出られないことがあります。）。
- ② 下落合小学校での試合時は、該当学年で駐車場誘導を行ってください。
- ③ 自家用車駐場所は、平日は2号舎裏又は昇降口前、土・日・祝日は団に予約をしてください。
※駐車不可場所…昇降口付近の黄色線内、路上。
- ④ 下落合小学校への自家用車での上迎や乗降の際は、道路渋滞の原因になるほか、他の利用者やご近所の迷惑になりますので、学校敷地内で行ってください。なお、路上駐車は厳禁です。
- ⑤ 自家用車での上動は、台数制限を必ず守り、台数制限がない場合は、原則5台以内としてください。
- ⑥ 最終利用者は、下落合小学校正門の扉を閉めて帰ってください。

4 学校施設使用上の注意事項

以前から注意喚起されていることですが、以下の件について下落合小学校校庭及び体育館開放運営委員会から指摘がありました。様々な団体が利用する施設です。ルールを守って活動いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ① 少年団活動終了後は、残って練習や遊んだりせず、速やかに寄り道をしないで帰宅してください。
- ② 校庭への出入りは正門を利用してください。与野東中学校側の南門やグラウンドフェンスの乗り越え、防球ネットの隙間からの出入りは絶対にしないでください。
- ③ 学校敷地内は全面禁煙です。やむを得ず門の外側で喫煙する場合は正門の正面を避け、吸い殻は必ず持ち帰ってください。
- ④ 学校敷地内に落ちているゴミに気が付いたら必ず拾って片付け、校内美化に努めてください。
- ⑤ 小石などは怪我に繋がるため、グラウンド内に落ちていた際にはグラウンド端などに除けてください。
- ⑥ 正門付近では、ドリブルやリフティングなど、ボールを使って練習をしたり遊んだりしてはいけません。グラウンド以外ではボール使用は禁止です。

以上